

ことは確かであるが、国内外の NGO の支援を受けて GPS などの新たな技術や知識を活用して対抗する術も身につけてきている。一方で、サラワク生物多様性センターによるバイオテクノロジー分野の投資推進など伝統知の政府による利用も進められている。このような「知をめぐるせめぎあい」のなかで筆者は、州政府と企業が、先住民と協働して持続可能な森林の利用と保全に取り組み、新しい知の枠組が生成されることに期待する。しかし、現在の利権構造からこのような期待できる状況へと移行させる手段として示唆されているのは先住民による投票であると述べるにとどまっている。先住民の投票行動への筆者自身の深い理解の内容をもっと詳細に解説・展開して欲しかった。

冒頭で述べた評者の問題意識に関連し、本書を読んで確信したことがある。それは、人々の生計にとって安全網として機能していた森林生態系と焼畑農業が大規模農園に取って代わられた後であっても、人々はそれなりに自然や社会の環境に順応して生きてゆくということだ。ただし、そのような変化が良いことなのかどうか判断することはできない。にもかかわらず、研究者はそのような変化の様を記述し、何らかの政策的含意を導くことができてしまう。そもそも、そのような変化を外部からの影響による変容として受動的に描くのか、生存・生計のための戦略として能動的に描くのか……、研究者の価値観や立場性により描かれる物語は趣を異にし、それに依拠する政策的含意も変わってくる。「里」や「知」の変貌を検討する際に、このようなメタな視点から具体的なフィールドワークの成果を照射してみる作業も必要だと思う。

ボルネオのみならず熱帯地域の先住民による自然利用と知について興味を持つ多くの人に読んでもらいたい本である。

(井上 真・東京大学大学院農学生命科学研究科)

引用文献

井上 真. 2014. 「ボルネオ先住民の行動原理 (コラム 6)」『教養としての森林学』日本森林学会 (監修), 井出雄二; 大河内 勇; 井上 真

(編), 135-136 ページ所収. 東京: 文永堂出版.
河合真之; 井上 真. 2010. 「大規模アブラヤシ農園に代わる『緩やかな産業化』の可能性——東カリマンタン州マハカム川中上流域を事例として」『林業経済』63(7): 1-17.

寺内大左; 説田 巧; 井上 真. 2010. 「ラタン, ゴム, アブラヤシに対する焼畑民の選好——インドネシア・東カリマンタン州ベシ村を事例として」『日本森林学会誌』92(5): 247-254.

本名 純. 『民主化のパラドックス——インドネシアにみるアジア政治の深層』岩波書店, 2013, 215p.

豊富なデータに裏打ちされた現代インドネシア政治の鳥瞰図を得ることができるだけでなく、政治エリート間の闘争の物語としても読み応えがある。しかも、民主制の後発地域アジアにおける、民主主義の制度と実践のあり方についても思索をうながす好著である。

スハルト体制崩壊後、とりわけユドヨノ政権以降のインドネシアは、民主化の成功例、民主制の定着事例として語られてきた。すなわち、若い労働人口と豊かな天然資源に支えられた堅調な経済成長を背景に、新旧両体制のアクターが民主的なゲームのルールに則って政治をしており、結社や言論の自由の分野で多少の揺り戻しはあるものの、他の東南アジア諸国に比べれば自由で民主的である、というものである。しかし、日本の新聞でもおなじみのこのような評価は、大臣や国会議員、さらには憲法裁判所長官をも含む汚職事件や、地方部における暴力をとまなう紛争といった現象と、どうもなじまない。また、スハルト体制期に大きな政治・治安機能を有し、また経済的利権も享受してきた軍部が、なぜ民主的ゲームのルールに従い続けているのかという疑問も、当然に投げかけられてしかるべきである。

こうした違和感は、本書の次のような主張によって解消される。民主化後の政治家、国軍、警察といった主要アクターは、利権の分配や政治権力の分有の恩恵に浴しており、既存の民主的なゲームのルールを否定する動機を持たない。この

ようなエリートの民主制への恭順を担保しているのは、大臣など行政府ポストに付随する許認可権や公共事業、さらには地方紛争や対テロ作戦を大義として維持される軍の治安維持機能や国軍ビジネスといった実利である。こうして、インドネシアの民主制は、金権政治や暴力を基層力学として定着、安定している。

そもそも、1998年のスハルト大統領退陣は、血縁者やイスラム勢力を重用するようになったスハルトに反発した国軍内勢力やゴルカル議員が、民主化や汚職撲滅を主張していた改革派に迎合することで実現した。こうして、インドネシアは、旧体制の既得権者を抱えつつ、競争的普通選挙の実施、人権法の制定、憲法裁判所の設置、分権化や地方選挙の導入、さらには国軍機能の限定、シビリアン・コントロールの確立と、自由民主主義の制度整備を着実に進めていった（第1章、第2章）。

ただし、制度改革の原動力の中心に、利権の確保をめざす旧体制エリートがいたことが、その後の民主制の実践に大きなインパクトを与える。たとえば、民主化後に制度化した連立政権という政府のあり方は、政党が許認可権や公共事業へのアクセスを模索した帰結であり、政治家の腐敗をとまなうものだった。また、国軍が対テロ作戦や地方紛争を盾にして、軍管区システムや地元ビジネス利権を確固たるものとしたのも、この時期だった（第3章）。

インドネシアの民主制が定着したのは、2004年の直接選挙によって大統領に選出されたユドヨノ政権期である。ユドヨノは、クリーンなイメージを売りに選挙戦を制し、有権者の支持を権力の源泉とする初の大統領となった。ただし、政権の看板であった汚職撲滅は、野党議員を中心とする政敵を主な対象とするものとどまり、また、選挙会計の不明瞭さや選挙期間中のバラマキなど、イメージとは異なる実態があった（第4章）。

このような金権政治の蔓延と並行して民主化後のインドネシア政治を特徴づけているのは、公式、非公式の暴力の制度化である。移行期の焦点の一つであったシビリアン・コントロールは、軍内部

の「改革派」が軍内の敵対勢力を排除するための手段として促進され、国軍は従来の治安機能を手放し、対外防衛に専心することとなった。しかし、スハルト体制下の歪んだ分配によって地方部で鬱積していた不満が、民主化後に分離独立運動やテロ、住民紛争といった形で噴出したことを利用して、国軍はなし崩し的に軍管区システムの維持、テロ対策権限の獲得、ビジネス利権の確保を進め、文民統制の「実践は形骸化」（p.167）した（第5章）。治安維持や政治における暴力の役割は、国軍だけに限らない。スハルト時代に、抑圧のためのエージェントとしてインドネシア政治に組み込まれたプレマン（やくざ）は、警備業界の許認可権を握る警察と癒着しながら、治安維持や地方政治において大きな役割を果たしている（第6章）。

政府指導者から地元やくざまで、多様な当事者たちと対話し、彼らのアイデアに寄り添うという方法を通じて構築される本書のインドネシア政治論は、「民主化の成功例」という一般論を見事に覆している。さらに、このような一般論のもとで「質の悪い民主主義の実践」を看過することが、「質の悪い民主主義を謳歌している権力エリートたちを喜ばすことはあっても改革勢力の助けにはならないし、むしろ妨害にさえなりかねない」（p.206）という主張には、説得力がある。

また、当該国家の「習慣や価値観」を考慮せずに「欧米で作られたテンプレートを移植すること」の危険性の指摘は（p.16）、民主化研究や政治体制研究への重要な警告である。そもそも、自由主義と民主主義の結合である現代の民主制を実践することの難しさは、自由主義者や戦後アメリカの政治発展論の文献で、再三にわたり指摘されてきたとおりである。自由民主主義としての民主制の実践においては、多数者の権力に対する制限への信念の有無が、決定的な重要性を持つ。この原則は、多数者の権力をもってしても否定され得ない個人の自由や法の支配を支え、有権者へのアカウンタビリティを政府に対して課すものであり、現代民主制の柱をなす。

とはいえ、このような原則の内面化には、権力者而非権力者との長年にわたる激しい闘争を通じ

た学習や、自由の侵害に由来する深いトラウマが必要である。そのような歴史的背景を持たず、自由主義原則が十分に根付いていない国に民主的制度が導入されたとしても、その運用は期待されるほど自由にも民主的にもならないだろう。

司法の独立が確保されているか、選挙が自由で公正か、民選の権力が政府を構成しているか、といった制度的要件のチェックリストを作り、ランク付けするという今日の主流の民主制の捉え方は、「質の悪い民主主義」の原因究明には役立たない。これに対して、地域研究の手法で、既存の政治制度を均衡させている政治勢力間の闘争と彼らの奉じる価値観や信念を浮き彫りにし、制度を支える利権の分配や暴力を明らかにしていくという本書の手法は、主流の民主化研究を乗り越える力を持ちうる。

他方で、金と暴力を軸にした本書の現代インドネシア政治に対する評価と分析枠組みについて、次のような疑問も抱いた。

まず、旧体制エリートが民主制に順応しつつ利権を死守する様が描かれるなかで、「スハルト時代のゴルカル支配の選挙手法を復元させたもの」(p. 215) や「スハルトの亡霊」(p. 137) といった記述があらわれる。こうして本書は、1998 年以前の体制からの継続性を強調する。それでは、1998 年以降に導入された一連の民主的制度は、旧体制エリートの利益を損なわないから存続できているだけの、権力政治の付属品にすぎないのだろうか。

合法的な異議申し立ての空間を得て活性化する改革団体やメディア、「司法の政治化」として語られる憲法裁判所による立法や行政への介入は、新たな制度がもたらした現象である。このような動きやそれらを保障する制度は、権力者に対してある種の制限をかけてはいないだろうか。もし、制度が権力を制限することに成功しているのであれば、民主化をスハルト体制からの脱却と評価することも可能なのではないだろうか。さらに、政治アクターの行動やアイデアに対する民主的制度のインパクトの有無に関する分析があれば、「欧米で作られたテンプレートを移植」することの限界を、より強力に主張することが可能だったように思う。

また、エリート間の権力政治の分析に重きが置

かれる一方で、非エリートに関する関心が薄い印象を受けた。エリート間の利益分配によって支えられる談合政治は、分配する財があり、かつ主要な政治アクターが談合に参加している限りにおいて、政治体制の安定をもたらす。しかし、分配する財が逼迫したり、談合の外に置かれたアクターが勢力を拡大すれば、安定は損なわれる。特に、エリート間の談合が制度化、長期化すればするほど、非エリートの疎外感は強まり、エリート政治に挑戦する運動が生起する可能性が出てくる。実際、「庶民派」を売りにしたジョコ・ウィドドが 2014 年大統領選挙を制したことは、非エリートの異議申し立てが、インドネシア政治の大きなうねりを作り出していることの証左なのかもしれない。このように考えると、エリートを中心とした分析枠組みには限界があるように見える。

最後に、本書の副題である「アジア政治の深層」とは一体何なのだろうか。本書はこの点について、明示的には語らない。

しかし、本書に刺激され、考えた。行き過ぎた単純化のそしりを恐れずにいえば、今日のアジア政治はこのようなものだろう。グローバリゼーションの恩恵を受けた急速な経済成長の裏で、雇用リスクや低所得を強いられるグループがいる。しかし、いくつかの国では、彼らの利益を代表する政党は存在せず、選挙は政治エリートのイメージ戦略にもとづく人気投票と墮す。他方で、不公平な分配に憤る非エリートたちが覚醒し、運動を組織化したり、政党によって動員されたりする国もある。しかし、そのような国では、激しい競争にさらされるエリートが民主的制度を侵害し、利用し、時には壊したりしながら権力にしがみつこうとする。政策にもとづいて競争する政党が発達せず、アカウンタビリティが低く、制度が政治に屈服するような「民主制」のもと、政治エリートの支配が固定化し、談合やエリート間取引による決定が慣習化し、時には基本的なルールさえ議論なしに変更され、有権者の意志とは遠く離れたところでの政治が常態化していく。

インドネシアでも、マレーシアでも、タイでも、フィリピンでも、そして日本でも、このような実態がある。当事者たちの怒りや希望を敏感に読み

取り、アジアの民主制の問題を指摘しつつ、よりよい民主制のあり方を模索する。そういう仕事ができるようになってみたいと、本書の読了後に思った。やはり、好著である。

(鈴木絢女・同志社大学法学部)

高橋勝幸、『アジア冷戦に挑んだ平和運動——タイ共産党の統一戦線活動と大衆参加』
早稲田大学出版部、2014、406p.

はじめに

本書は、著者が早稲田大学大学院アジア太平洋研究科に2008年度に提出した博士論文「冷戦初期タイ国の『平和運動』」に加筆したものである。その内容は、1950年10月に開始したタイにおけるストックホルム・アピールへの署名呼びかけ（平和運動）から、1952年11月の平和運動への一斉逮捕（平和反乱）までのタイ政治を、タイ共産党に焦点を絞りながら考察したものである。

本書の構成

本書は3部構成になっており、第I部では、平和運動の国際的な背景とタイにおける運動の展開が記述されている。第1章では、平和運動は、アメリカの冷戦政策である核開発とソ連封じ込め政策に対抗するソ連の世界戦略であることが説明されている。タイ政府はアメリカの冷戦政策に便乗して反共政策を実施し、アメリカから援助を引き出し、権力基盤と独裁傾向を強める一方で、タイ共産党はソ連主導の国際共産主義運動に従い、反米政策的な平和運動に着手したことが指摘されている。

第2章では、タイの平和運動の発展過程として、タイでは、ストックホルム・アピールが採択された1950年3月から7カ月後の50年10月末から、同署名運動（平和運動）が開始されたことが示されている。署名運動を進める一方で、タイ共産党を中心にタイ国平和委員会が発足されたこと、タイ共産党は平和運動を促進するために、クーデタをめざす救国運動グループとの統一戦線の構築を

めざすが失敗したこと、さらに、タイ政府は、左翼取り締まり政策により、タイ共産党と救国運動関係者を逮捕したことが記述されている。

第II部は、第3章、4章、5章によって構成されている。第3章では、平和運動の統一戦線の中核を担った学生、ジャーナリスト、労働者、僧侶の活動を詳細に記述している。さらに、第4章では、中国共産党系の在タイ華僑の政治活動と平和運動に焦点を絞り、在タイ華僑の政治活動を中国共産党タイ支部の機関紙『全民報』の平和宣伝記事から分析している。第5章は、地方の平和運動として、サコンナコーン県の平和運動とシーサケート県の共産主義運動について、関係者とその家族へのインタビュー調査に基づく記述がされている。

第III部は第6章と終章によって構成され、まとめと課題が書かれている。第6章では、平和運動の発展要因として、第二次世界大戦の経験、冷戦状況、社会主義思想の普及、運動組織の成立を挙げ、平和運動の阻害要因として、政府の抑圧、共産主義の制約、政治志向等を挙げている。終章では、6点の新たな知見と3点の残された課題が示されている。

本書の意義

本書の第1の意義は、一次資料とインタビューを元にした詳細な歴史研究であるという点である。したがって、本書はまずもって新たな事実を提示した歴史研究として高く評価されるべきであろう。本書は、タイ語・中国語の新聞、タイ・イギリス・アメリカの外交文書、そしてインタビューといった一次資料に基づく資料的に信頼度の高い歴史研究である。とくに、共産党の統一戦線の中心的存在であった、学生、ジャーナリスト、作家、労働者、僧侶らの新聞や雑誌に発表された言説を中心に記述されている。さらに、タイ共産党を支持する華僑に注目し、その機関紙である『全民報』を詳細に検討している。

第2は、先行研究がなしえなかった地方の平和運動の展開にも研究の範囲を広げ、関係者へのインタビューを実施した点である。東北タイのシーサケート県での共産主義運動関係者とのインタ